

防地地（事）第174号
令和3年7月1日

各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

補助金等関係工事費積算要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

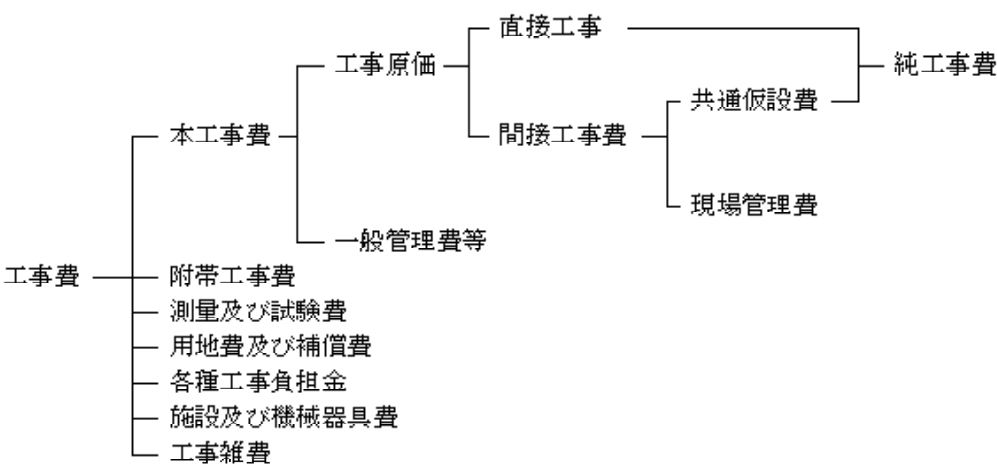
補助金等関係工事費積算要領

(趣旨)

第 1 この要領は、防衛省の所掌に属する補助事業等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する補助事業等をいう。）として実施する工事に必要な経費（以下「工事費」という。）を積算するために必要な基本となる事項を定めるものとする。

(工事費の構成)

第 2 工事費の構成は、次のとおりとする。



(工事に必要な経費)

第 3 工事に必要な経費は、次に定めるところによる。

- (1) 本工事費 主体となる工事の施工に必要な費用であって、次に掲げるものの合計額
 - ア 直接工事費 材料費、労務費、特許使用料、水道光熱電力料及び機械経費の合計額
 - イ 間接工事費 次に掲げるものの合計額
 - (ア) 共通仮設費 運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費の合計額
 - (イ) 現場管理費 工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用
 - ウ 一般管理費等 工事の施工に当たる企業の継続運営に必要な一般管理費及び付加利益の合計額
- (2) 付帯工事費 工事に付帯して必要な工事の施工に必要な費用であって、前号のアからウまでに掲げるものの合計額

- (3) 測量及び試験費 工事を施工するために必要な調査、測量及び試験に要する費用の合計額
- (4) 用地費及び補償費 工事を施工するために必要な土地等の買収費、借料及び工事の施工によって損失を受ける者に対して行う通常生ずべき損失の補償に要する費用（補償金の支払いに代わる工事に要する費用を含む。）の合計額
- (5) 各種工事負担金 工事の施工に伴い必要な鉄道、電気、ガス、水道工事等の公益事業者の行う工事に関する補助事業者等（法第2条第3項に規定する補助事業者等をいう。以下同じ。）の負担金
- (6) 施設及び機械器具費 工事に附帯して必要な施設の設置又は機械器具の購入に要する費用で、事務所、倉庫、見張所、試験器具その他地方防衛局長又は東海防衛支局長の認めるものに係るものの合計額
- (7) 工事雑費 補助事業者等の現場事務に必要な備品費、消耗品費、賃金、印刷製本費、光熱水道料、通信運搬費、雑役務費、現場事務所等の借料、土地の借料又は損料及び工事に関係ある職員の給与（退職手当を除く。）、現場常駐監理費並びにこの費用から賃金又は給与が支給される者に係る補助事業者等の負担する労務者保険料の合計額

（工事雑費）

第4 工事雑費は、第3の各号に掲げる費用（工事雑費を除く。）の合計額に1000分の30を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、特別の事情のある場合は、別に定めるところにより、この額を増額することができる。

（特例）

第5 次に掲げる工事については、この要領によらないことができるものとする。

- (1) 鋼橋製作等主として工場製作に係る工事
- (2) 設備を主体とする工事
- (3) 前2号以外の工事であって、この要領によることが著しく不適當又は困難であると認められるもの

（細則）

第6 この要領に定めるもののほか、本工事費及び附帯工事費の積算に関し必要な事項は、地方協力局長が定めるものとする。